

第四期  
帯広市アイヌ施策推進計画  
(案)

令和 7 年 月  
帯 広 市



## 目 次

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第 1 章 計画の策定にあたって.....                | 1  |
| 1 計画策定の背景.....                       | 1  |
| 2 計画策定の趣旨.....                       | 2  |
| 3 計画の期間.....                         | 2  |
| 第 2 章 第三期帯広市アイヌ施策推進計画の取り組み状況と課題..... | 3  |
| 1 基本方向ごとの取り組み状況と課題.....              | 3  |
| 2 取り組み状況の総括.....                     | 4  |
| 第 3 章 計画の目標と基本方向、施策の体系.....          | 5  |
| 1 計画の目標.....                         | 5  |
| 2 計画の基本方向.....                       | 5  |
| 3 施策の体系.....                         | 5  |
| 第 4 章 施策の推進.....                     | 6  |
| 基本方向Ⅰ アイヌ民族についての理解促進.....            | 6  |
| 基本方向Ⅱ アイヌ文化の振興.....                  | 7  |
| 基本方向Ⅲ 生活の安定と教育の充実.....               | 8  |
| 第 5 章 計画の推進.....                     | 8  |
| 資料編                                  |    |
| 1 審議会等.....                          | 10 |
| 2 第四期帯広市アイヌ施策推進計画策定経過.....           | 12 |
| 3 用語解説.....                          | 14 |

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

### <国等の動向>

アイヌ民族は北海道などに古くから住み、固有の言語・文化・生活習慣などをもち、自然と共生した生活を送ってきた先住民族です。

明治以降の近代化により、北海道の開拓が進められる中で、アイヌ民族のいわゆる同化政策が進められ、アイヌの人たちの生活基盤と文化は奪われ、社会的・経済的に抑圧されていました。

しかし、平成5年の「国際先住民年」を契機とし、アイヌ民族への関心が高まりはじめ、平成9年の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)の制定・施行により、アイヌ文化の振興に向けた取り組みが進められるようになりました。

平成19年9月には、国際連合総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、平成20年6月、アイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求める「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院で採択されました。同年7月には、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に向けて検討を行うため、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」、翌年12月には、「アイヌ政策推進会議」が設置されました。

平成26年6月、「アイヌ文化の復興等を促進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定（平成29年6月一部変更）され、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点並びに将来へ向けてアイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造発展につなげるための拠点となるよう、民族共生象徴空間（ウポポイ）を北海道白老郡白老町に整備することが示されました。（令和2年7月開業）

令和元年5月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が施行されました。条文中にアイヌの人々が先住民族であると明記され、総合的かつ継続的に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指すものとされています。

### <帯広市の取り組み>

帯広市においては、アイヌの人たちに関する施策を総合的に推進するために、平成7年12月に全国の市町村に先駆けて「帯広市ウタリ総合福祉推進計画」(平成8年度～平成16年度)を策定して以来、平成17年2月には「帯広市アイヌ施策推進計画」(平成17年度～平成21年度)、平成22年3月には「第二期帯広市アイヌ施策推進計画」(平成22年度～令和元年度)を策定し、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上に向けた取り組みを進めてきました。

令和2年3月には、「第三期帯広市アイヌ施策推進計画」(令和2年度～令和6年度)を策定し、アイヌ民族の理解促進や文化の振興など、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現に向けた取り組みを総合的に推進してきています。

## **2 計画策定の趣旨**

アイヌ施策推進法が施行され、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現を図っていくことが非常に重要となっています。また、アイヌ文化をはじめ、多様な文化や価値観が尊重されることで、共生社会の実現にも資するものです。

民族理解や文化、教育、福祉など、幅広い分野にまたがるアイヌの人たちに関する施策の目標や基本方向を一体的に示し、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現に向けた取り組みを総合的に推進するため、「第四期帯広市アイヌ施策推進計画」を策定します。

また、本計画は、アイヌ施策に関する第七期帯広市総合計画の分野計画として、策定するものです。

## **3 計画の期間**

計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。なお、国及び北海道の関連する計画などとの整合性を図るために、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 第三期帯広市アイヌ施策推進計画の取り組み状況と課題

第三期期帯広市アイヌ施策推進計画においては、3つの基本方向に基づき、次のように取り組みを進めてきました。

### 1 基本方向ごとの取り組み状況と課題

#### 基本方向Ⅰ アイヌ民族についての理解促進

- (1) 啓発活動の推進
- (2) 地域活動の促進
- (3) 教育機会の充実

伝統舞踊の披露やアイヌ料理の試食などを行うアイヌ生活文化展をはじめとする各種イベントのほか、生活館や百年記念館などの市内公共施設でのパネル展の開催などを通じて、アイヌ民族に係る啓発活動を進めてきています。コロナ禍の影響で、一時期イベント内容の制限や参加者の減少があったものの、近年は回復傾向にあります。

アイヌの人たちの地域活動の促進に向け、生活館の改修工事を実施し、施設機能の充実と利便性の向上を図ったほか、アイヌ協会の活動支援などを行ってきています。

学校教育では、おびひろ市民学でのアイヌ文化講座の開催や学校教材としての活用などにより、児童生徒へのアイヌ民族に係る教育機会の充実を進めてきています。

アイヌ民族の誇りが尊重される社会の実現には、市民が先住民族であるアイヌ民族についての理解を深めていくことが重要です。そのため、効果的なイベントの開催による啓発活動の推進をはじめ、アイヌの人たちの地域活動の促進や学校での教育などを通じて、アイヌ民族について知る・学ぶ機会の充実を図っていく必要があります。

#### 基本方向Ⅱ 文化的振興

- (1) 知識の普及と啓発
- (2) 文化的保存と伝承
- (3) 調査研究の推進

刺しゅう・木彫りなどの体験教室の開催や、百年記念館のアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の運営により、アイヌ民族の歴史、文化の普及啓発を進めています。

また、アイヌの歌や踊り、儀式などの保存伝承活動を行う帯広カムイトウウポポ保存会の活動支援や、アイヌ古式舞踊の観光コンテンツ化などにより、文化の保存と伝承を図っているほか、アイヌ文化などの資料の調査研究と情報発信を進めています。

文化の振興に向けては、アイヌ文化の保存・伝承活動の活性化が重要ですが、こうした活動を行う団体の構成員の高齢化が進んでいます。今後も、活動の担い

手の育成や活動しやすい環境づくりなどを行いながら、アイヌ文化等の知識の普及啓発や、伝統文化や技術の保存と伝承などを進めていくことが重要です。

### 基本方向III 生活の安定と教育の充実

- (1) 生活の安定
- (2) 就労の促進
- (3) 生活環境などの向上
- (4) 教育の支援の推進
- (5) 進学機会の充実

生活相談員の配置による様々な困りごとへの対応のほか、教育相談員の配置による教育支援や高等教育機関への就学費用等の助成制度の利用支援などを通じて、生活の安定と教育の充実を図っています。

北海道が令和5年に実施した「北海道アイヌ生活実態調査」(以下、「実態調査」という。)によると、帯広市を含む都市型の地区(※)で暮らしているアイヌの人たちの生活保護を受けている人の割合は、5.40%となっており、都市型の地区全体の2.92%と比べ、大きな差があります。

また、義務教育修了後の進学率は97.0%、高校卒業後の大学や教育訓練機関等への進学率は55.3%となっており、前回調査に比べ、それぞれ1.6ポイント、3.1ポイント増加し、着実に向上していますが、アイヌの人たちが居住する市町村全体の進学率とは、依然差がある状況にあることから、引き続き、生活の安定や教育の充実に向けた取り組みを進めていくことが重要です。

〔※この調査の「都市型の地区」とは、アイヌの人たちが居住する地区のうち、「主に第二次産業、第三次産業への就業者が多く、市街地を形成している地区」としています。〕

## 2 取り組み状況の総括

アイヌ生活文化展をはじめとする各種イベントには毎回多くの方の参加があるなど、アイヌ民族に対する市民の関心は高まってきています。今後も、地域の文化を継承し、多様な文化や価値観が尊重されるよう、先住民族であるアイヌ民族の理解促進や文化振興、教育の充実など、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会づくりに向けた取り組みを進めていくことが重要です。

## 第3章 計画の目標と基本方向、施策の体系

### 1 計画の目標

アイヌ施策推進法の趣旨やこれまでの課題等を踏まえ、目指すべき目標は前計画の策定時と変わらないことから、前計画を継承し、「先住民族であるアイヌの人たちが、民族としての誇りを持って生きることができ、その誇りが尊重される社会づくり」を目標とします。

### 2 計画の基本方向

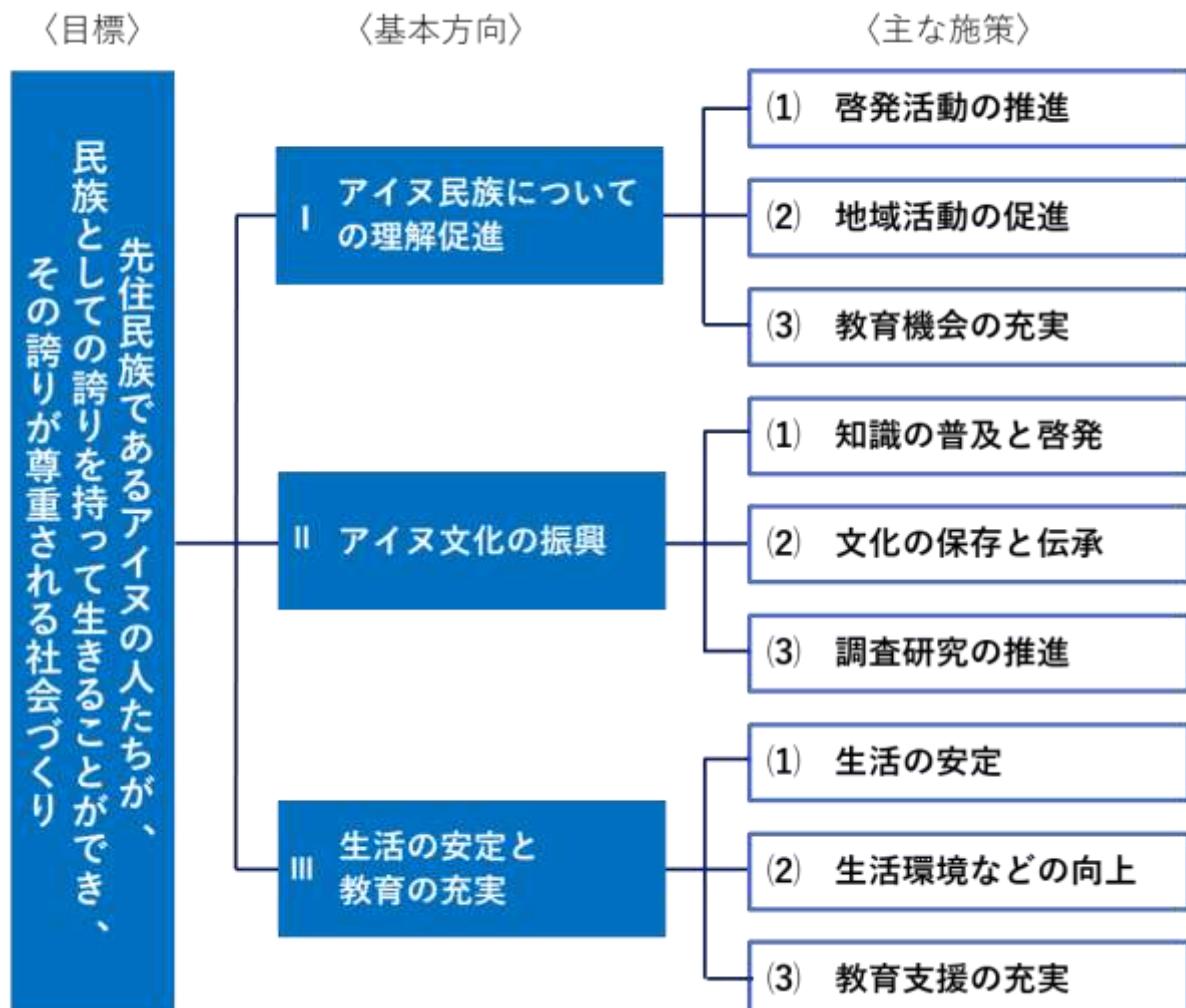
目標の実現に向けた基本的な方向性には大きな変更がないことから、前計画の基本方向を継承し、次の3つの基本方向により施策を推進します。

I アイヌ民族についての理解促進

II アイヌ文化の振興

III 生活の安定と教育の充実

### 3 施策の体系



## 第4章 施策の推進

### 基本方向Ⅰ アイヌ民族についての理解促進

アイヌ民族の歴史や文化のほか、現代のアイヌの人たちの活動に関する理解を深めるため、様々な機会を通じた啓発活動を行うほか、アイヌの人たちの地域活動の促進や児童生徒への教育機会の充実を進めます。

#### 【現状と課題】

アイヌの人たちが民族としての誇りを持ち、その誇りが尊重される社会の実現を図っていく上では、アイヌ民族の歴史や伝統文化について、多くの人の理解を深めていくことが重要です。

令和5年の実態調査によると、最近2、3年間で差別や偏見を意識した頻度の設問では、「減った」と「感じることはない」と回答した人が48.9%で、「増えた」の10.7%を大きく上回るなど、差別は減少傾向にあるものの、依然として解消には至っていない状況にあります。また、明治時代以降、多くのアイヌの人たちが様々な制限を受けながら貧しい生活を余儀なくされてきた歴史や、今なお伝統文化の保存・継承などに取り組んでいるアイヌの人たちがいることなどは、十分に知られていない状況にあります。

このため、アイヌ民族の歴史や文化などに関する普及啓発活動のさらなる推進のほか、アイヌの人たちの地域における活動を促進していくことが重要です。また、アイヌ民族の歴史や文化を正しく理解し、偏見や差別が生じないようにするために、幼少期からの教育が重要であることから、児童生徒への教育機会の充実を図っていく必要があります。

#### 【主な施策】

##### (1) 啓発活動の推進

- ・ アイヌ生活文化展や公共施設でのパネル展などの各種普及啓発イベントについて、より効果的な開催手法の検討を行いながら開催し、アイヌ民族の歴史や文化の市民理解の促進を図ります。
- ・ アイヌ民族文化情報センター「リウカ」やそのホームページ等を通じて、アイヌ民族の歴史や文化の情報発信を進めます。

##### (2) 地域活動の促進

- ・ アイヌの人たちが活動しやすい環境づくりを進めるため、関係団体等との意見交換を行いながら、活動拠点である生活館の利便性の向上を図ります。
- ・ アイヌ協会への支援を行い、その活動を促進します。

##### (3) 教育機会の充実

- ・ 児童生徒がアイヌ民族の歴史や文化を正しく理解できるよう、おびひろ市民学や社会科副読本「おびひろ」など、アイヌ民族の歴史・文化に対する教育機会の充実を図ります。
- ・ 正しい理解のもとアイヌ民族に係る授業などが行われるよう、学校訪問などを通じて、アイヌ民族の歴史や文化の指導方法や指導内容の充実を図ります。

## **基本方向Ⅱ アイヌ文化の振興**

アイヌ文化に関する知識の普及啓発やアイヌ文化の保全・伝承活動への支援などを通じて、アイヌの人たちの誇りの源泉である伝統文化の振興を図ります。

### **【現状と課題】**

アイヌ文化には、ウポポ（歌）やユカラ（叙事詩）などの音楽、祭事や行事などで踊られる舞踊、刺しゅう・木彫・織物などの工芸、イオマンテ（熊送り）などの儀礼や独自の言語であるアイヌ語があり、これらは固有の文化として貴重なものであります。しかしながら、過去の同化政策の影響などにより、アイヌ文化は存続の危機にさらされてきており、そうした背景を踏まえ、アイヌ施策推進法では、アイヌ文化の継承者の育成に努めることを地方公共団体の責務の一つとしております。

帯広市には、アイヌ古式舞踊を保存・伝承する帯広カムイトウウポポ保存会など、アイヌ文化の伝承を担う団体がありますが、伝統や文化を受け継いできた人たちの高齢化が進んでいます。そうした中でも、アイヌ文化を正しく後世に伝えていくよう、活動の担い手の育成・確保などを図りながら、アイヌ文化の知識の普及啓発や伝統文化・技術の保存と伝承などを進めていくことが重要です。

### **【主な施策】**

|  |
|--|
| <b>(1) 知識の普及と啓発</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ アイヌ文化に関する各種体験教室や出前講座の開催などにより、アイヌ文化に関する知識の普及啓発を図ります。</li><li>・ アイヌ民族文化情報センター「リウカ」やそのホームページ等を通じて、アイヌ文化の情報発信を進めます。</li></ul>  |
| <b>(2) 文化的保存と伝承</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ アイヌ文化の保存と伝承が図られるよう、帯広市指定文化財であり、アイヌの人たちが伝承してきた歌や踊り、儀式などの伝承保存活動を行う「帯広カムイトウウポポ保存会」の活動を支援します。</li><li>・ アイヌ語や刺しゅう、料理などのアイヌ民族固有の文化や技術について、体験イベントの開催などを通じて、保存と活用を図ります。</li><li>・ ユネスコ無形文化財であるアイヌ古式舞踊を、観光客向けの付加価値の高い観光コンテンツとして磨き上げ、市内中心部をはじめとする様々な場所で披露することで、持続的にアイヌ文化の発信を続けられる仕組みづくりを進めます。</li><li>・ 市内のアイヌ関係の団体と他地域の先住民族などとの交流活動を促進します。</li></ul> |
| <b>(3) 調査研究の推進</b>   |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 十勝・帯広のアイヌ民族の生活・文化に関する資料を収集・保存し、調査研究と情報発信を進めます。</li></ul>   |

### **基本方向Ⅲ 生活の安定と教育の充実**

アイヌの人たちの生活の安定を図るため、相談支援体制の確保や住宅建築への支援を行います。また、将来的に安定した生活を営めるよう、アイヌ子弟の教育支援を行います。

#### **【現状と課題】**

過去の同化政策などによる社会的・経済的抑圧などを背景に、アイヌの人たちには生活に不安を抱えている人が、今なお多くいます。

令和5年の実態調査によると、生活保護を受けている人の割合や高校・大学等への進学率は全体の割合と比べ、依然差があることから、引き続き生活の安定の確保や教育支援などを進めていく必要があります。

#### **【主な施策】**

##### **(1) 生活の安定**

- ・ アイヌ生活相談員を配置し、アイヌの人たちからの生活や健康、就職、住まいなどの各種相談に応じ、解決に向けた支援を行うほか、アイヌの人たちの生活実態の把握を行います。

##### **(2) 生活環境などの向上**

- ・ 住宅新築等資金貸付の実施により、アイヌの人たちの持家取得を促進します。

##### **(3) 教育支援の充実**

- ・ アイヌ教育相談員を配置し、アイヌの児童生徒やその保護者からの教育相談に応じるほか、アイヌ子弟の高校・大学への進学・就学費用の助成制度の利用を支援します。

## **第5章 計画の推進**

事業の実施にあたっては、アイヌ政策推進交付金の活用を検討します。

また、計画を推進するにあたり、「帯広市アイヌ施策連絡会議」や「帯広市健康生活支援審議会」において進捗管理を行います。

# 資料編

## 1 審議会等

### (1) 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

(26名 敬称略・五十音順)

| 氏名               | 団体名等                  |
|------------------|-----------------------|
| 池添 博彦(R6.8.25~)  | 公募                    |
| 伊藤 進             | 北海道民生委員児童委員連盟帯広支部     |
| ◎稻葉 秀一           | 一般社団法人帯広市医師会          |
| 瓜屋 譲             | 学識（北海道子どもの虐待防止協会十勝支部） |
| 大滝 達哉            | 一般社団法人十勝歯科医師会         |
| 川上 義史(~R6.8.24)  | 一般社団法人帯広市医師会          |
| 金須 俊雄            | 公募                    |
| 久保 竹雄(~R6.8.24)  | 帯広市町内会連合会             |
| 佐々木 修一(~R6.8.24) | 公募                    |
| 下坪 文香            | 公募                    |
| 未永 敢行            | 帯広市老人クラブ連合会           |
| 田中 利和            | 一般社団法人帯広身体障害者福祉協会     |
| 中村 貴徳            | 一般社団法人北海道薬剤師会十勝支部     |
| 鳴海 亮             | 帯広ボランティア連絡協議会         |
| 西本 育士            | 一般社団法人十勝歯科医師会         |
| ○畠中 三岐子          | 特定非営利活動法人帯広市手をつなぐ育成会  |
| 廣瀬 一浩            | 一般社団法人帯広市医師会          |
| 廣瀬 有紀            | 公募                    |
| 藤川 香奈子           | 公募                    |
| 細川 吉博            | 一般社団法人帯広市医師会          |
| 増井 信也(R6.8.25~)  | 一般社団法人帯広市医師会          |
| 三品 正則(R6.8.25~)  | 帯広市町内会連合会             |
| 山並 秀章            | 一般社団法人帯広市医師会          |
| 山本 容子            | 帯広市社会福祉施設連絡協議会        |
| 吉田 一郎            | 一般社団法人帯広市医師会          |
| 吉村 典子            | 社会福祉法人帯広市社会福祉協議会      |

◎委員長 ○副委員長

### (2) 意見交換団体

帯広アイヌ協会

帯広カムイトウウポポ保存会

とかちエテケカンパの会

特定非営利活動法人トカブチアイヌ協会

(3) 帯広市アイヌ施策推進計画庁内策定委員会名簿

| 役職   | 職名                     |
|------|------------------------|
| 委員長  | 市民福祉部 地域福祉室長           |
| 副委員長 | 〃 地域福祉室 地域福祉課長         |
| 委員   | 〃 生活支援室 生活支援第1課長       |
| 〃    | 経済部 商業労働室 商業労働課長       |
| 〃    | 〃 観光交流室 観光交流課長         |
| 〃    | 学校教育部 学校教育室 学校教育課長     |
| 〃    | 〃 学校指導室 学校教育指導課長       |
| 〃    | 〃 教育研究所長               |
| 〃    | 生涯学習部 生涯学習文化室 生涯学習文化課長 |
| 〃    | 〃 図書館長                 |
| 〃    | 〃 百年記念館長               |

## 2 第四期帯広市アイヌ施策推進計画策定経過

| 年 月 日                 | 内 容  |
|-----------------------|--|
| 令和6年6月4日              | 第1回帯広市アイヌ施策推進計画序内策定委員会<br>・策定方針について<br>・策定スケジュールについて<br>・第三期帯広市アイヌ施策推進計画の振り返りと第四期の方向性<br>・アイヌ政策交付金の活用予定について                |
| 令和6年6月7日              | 第1回アイヌ関係団体意見交換会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画策定方針及びスケジュールについて<br>・第三期帯広市アイヌ施策推進計画の振り返りと第四期の方向性について<br>・アイヌ政策推進交付金の活用について<br>4団体 6人参加 |
| 令和6年6月25日             | 第2回帯広市アイヌ施策推進計画序内策定委員会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（骨子案）について  |
| 令和6年7月17日             | 第2回アイヌ関係団体意見交換会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（骨子案）について<br>・アイヌ政策推進交付金の活用について<br>4団体 9人参加   |
| 令和6年8月2日              | 第1回帯広市健康生活支援審議会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（骨子案）について   |
| 令和6年8月22日             | 厚生委員会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（骨子）について  |
| 令和6年10月1日             | 第3回帯広市アイヌ施策推進計画序内策定委員会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）について   |
| 令和6年10月11日            | 第3回アイヌ関係団体意見交換会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）について<br>4団体 4人参加  |
| 令和6年10月18日            | 第2回帯広市健康生活支援審議会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案策定に向けた検討資料）について  |
| 令和6年11月20日            | 厚生委員会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）について  |
| 令和6年11月27日<br>～12月26日 | 第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）に対するパブリックコメント   |

| 年 月 日     | 内 容  |
|-----------|--|
| 令和7年1月9日  | 第4回帯広市アイヌ施策推進計画序内策定委員会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）に対するパブリックコメントの結果及び第四期帯広市アイヌ施策推進計画（案）について |
| 令和7年1月15日 | 第3回帯広市健康生活支援審議会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）に対するパブリックコメントの結果及び第四期帯広市アイヌ施策推進計画（案）について        |
| 令和7年2月7日  | 厚生委員会<br>・第四期帯広市アイヌ施策推進計画（原案）に対するパブリックコメントの結果と計画（案）について                                |

### 3 用語解説

#### ア行

##### アイヌ

アイヌ語で「人間」を意味する。

##### アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律

アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村によるアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。(略称：アイヌ施策推進法)

##### アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現と我が国の多様文化の発展に寄与するため、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及・啓発を図るための施策の推進について定めた法律。アイヌ施策推進法により廃止となっている。(略称：アイヌ文化振興法)

##### アイヌ民族文化情報センター「リウカ」

帯広市のアイヌ文化の振興や普及・啓発を行うため帯広百年記念館に開設した施設。アイヌ民族の伝統的な文化や歴史について学ぶことができる。名称の「リウカ」は、十勝のアイヌ語で「橋」を意味する。

(所在地：帯広百年記念館 帯広市緑ヶ丘2番地)

##### アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

平成20年に国会で採択された決議。政府に対し、アイヌの人々を独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること、高いレベルで有識者の意見を聞きながら、これまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むことを求めている。

##### イオマンテ

アイヌ民族にとって最も重要で神聖な儀式。動物の魂をカムイモシリ(神の国)へ送るという意味。一般的には熊送り「飼い熊(小熊)の靈送り儀礼」を指す。

##### ウポポ

アイヌ民族の伝承歌のこと。

## カ行

### 国際先住民年

「世界の先住民の国際年」ともいう。1990年（平成2年）12月の第45回国際連合総会にて採択された国際年で、「第2次人種差別と戦う10年」の最終年にあたる1993年（平成5年）に制定された。

※国際年：国際連合が平和と安全、開発、人権など、1年間のテーマを設定することで、国際社会の関心を喚起し、取り組みを促す期間。

## サ行

### 生活館

アイヌの人たちの文化や生活についてのさまざまな活動を行う施設で、アイヌ語教室や刺しゅう教室などの文化活動、生活・教育などの相談事業が行われている。帯広市には、帯広市生活館（愛称：ふくろうの館）がある。

（所在地：帯広市柏林台東町2丁目2番地）

### 先住民族の権利に関する国際連合宣言

平成19年に国際連合総会で採択された宣言。政治・経済・文化など広範な分野にわたる権利に加えて、自決権や民族として生存し自由で平和に安全に生活する集団的権利が含まれる。日本も賛成票を投じている。

## マ行

### 民族共生象徴空間

令和2年7月12日に北海道白老町ポロト湖畔で開業したアイヌ文化復興・創造の拠点。愛称は「ウボポイ」。アイヌ語で「（おおぜいで）歌うこと」を意味する。

## ヤ行

### ユカラ

口承文芸の一つ。アイヌ語で「英雄叙情詩」を意味する。十勝では、サコロペという。レプニという棒を軽く叩いてリズムを取りつつ語る。



## 第四期帯広市アイヌ施策推進計画

(令和7年度～令和11年度)

発行 令和7年3月

編集 帯広市市民福祉部地域福祉室地域福祉課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

電話 0155-65-4146

FAX 0155-23-0154